

よりこ
武藤頼胡の

人生の仕舞い方



年末から続いている生前贈与について説明します。そもそも教育資金（学校や塾の費用）は、贈与に当たりません。

私も教育資金（学校や塾の費用）は、贈与に当たりません。私の世代（47歳）の子どもたちがお金のかかる年齢になるので、そういう援助をしていただけるのであれば、本当に助かります。

教育資金は、毎年かかった分だけを援助するだけではなく、一括して渡す制度もあり

ます。この制度は2019年3月31日までとなっており、内容は受け取る人1人につき1500万円（うち学校等以外のものについては500万円）までは非課税になるという内容です。

一括で渡すと何が良いかなどに備えて贈与ができるとい

う場合には、要件もあります。渡す人は祖父母や親で、受け取る人は30歳未満の孫や子です。

学費以外にも通学定期代、留学渡航費、塾、習い事なども500万円まで大丈夫です。

合計額が1500万円なので、父から300万円、おじちゃんから200万円、お

うことです。13年4月1日の制度開始から契約数が右肩上がりに伸びていて「孫（子）の教育資金に役立てたい！」と思われている方がいかに多いかということが分かります。

使う場合には、要件もあります。

この制度は、金融機関を通して行わなければならないので、「信託銀行」で聞いてみるのも良いと思います。自分が身に付ける「学問」の援助、使いがいがありますね。（終活カウンセラー協会代表理事）

（次回は30日付）